

社外役員の独立性に関する基準

北興化学工業株式会社
平成 28 年 1 月 4 日 制定

当社の社外役員（社外取締役および社外監査役）となる者の独立性を実質面において担保することを目的として、以下の通り、「社外役員の独立性に関する基準」を定める。

1. 当社の社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものと判断する。
 - (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者^{補足1}または過去 10 年間（但し、過去 10 年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことのある者にあつては、それらの役職への就任の前 10 年間）において当社グループの業務執行者であった者
 - (2) 当社グループの主要株主^{補足2}又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
 - (3) 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
 - (4) 当社グループを主要な取引先とする者^{補足3}又はその業務執行者
 - (5) 当社グループの主要な取引先^{補足4}又はその業務執行者
 - (6) 当社グループから一定額を超える寄附又は助成^{補足5}を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
 - (7) 当社グループの業務執行者が取締役（常勤・非常勤を問わない）に就任している^{補足6}会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
 - (8) 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関^{補足7}又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
 - (9) 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (10) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^{補足8}を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
 - (11) 過去 3 年間に於いて上記（2）から（10）に該当していた者

- (12) 上記（１）から（11）に該当する者（重要な地位にある者^{補足⁹}に限る）の配偶者及び二親等内の親族
- (13) 上記（１）から（12）までの項目以外の事情で、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者
2. 前条（２）から（12）までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役もしくは社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。
3. 独立社外役員は、本基準に定める独立性を退任するまで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に報告するものとする。
4. 独立社外役員を選任するに際しては、取締役会および監査役会において報告し、独立社外役員の同意を得るものとする。
5. 本基準の改廃は取締役会決議による。

以 上

- (補足1) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
- (補足2) 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。
- (補足3) 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、年間取引額が当該グループの年間連結売上高の10%を恒常的に超える者をいう。
- (補足4) 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、年間取引額が当社グループの年間連結売上高の10%を恒常的に超える者をいう。
- (補足5) 一定額を超える寄附又は助成とは、直近事業年度において1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう。
- (補足6) 内部管理の体制強化（コーポレートガバナンス強化等）のための要請等を受けて就任している者をいう。

- (補足7) 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- (補足8) 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
- (補足9) 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。